



②⑧特別障害者手当
対 内月額5000円を毎年度9月・3月に支給します。
20歳以上であつて精神受給者が、障害手帳1級および2級の一部、常時介護を要する精神障害者等)。

⑨障害児福祉手当
対 生活に極度に制限のある方(療育手帳(A)、身体障害者手帳1級および2級の一部、常時介護を要する精神障害者等)。

⑩特別児童扶養手当
対 ①または②と同程度の方が重複する場合であつて、日常生活に重度に制限のある方(療育手帳(A)、身体障害者手帳1級および2級の一部、常時介護を要する精神障害者等)。

⑪障害基礎年金
対 国民年金法で定める障害の程度が1級または2級(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の程度とは異なります)に該当する方。

⑫国民年金法による障害基礎年金
対 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金制度等の配偶者であつて、当時任意加入していなかつた期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方

⑬精神障害者地域活動支援センターあけぼの
対 内精神に障害のある方が地域で生活する上で生じるさまざまな問題について、共に考え、必要な援助を行います。
問 精神障害者地域活動支援センターあけぼの 八潮市鶴ヶ曽根1130
☎ 998・0852

⑭埼葛南障害児(者)療育支援センター
対 内身体障害児・重症心身障害児(者)、知的障害児(者)の地域での生活を支えることを目的とした相談支援を行っています。内容によつては専門スタッフ(医師・看護師・訓練士(理学・作業・言語))

⑮福祉作業所
対 内市内在住の15歳以上の自宅から通所ができ、作業および集団生活が可能と思われる方(在宅の心身障害者の方)に作業を通じて自立への援助を図り、社会参加への自信を深めていくことを目的としています。市内には、「やまびこ福祉作業所」「わかくさ福祉」

⑯手当・年金等
問 ⑰在宅重度心身障害者手当
対 市内に居住する障害者(児)で、身体障害者手帳が1、2級、療育手帳が(A)、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、特別障害者手当、障害児福祉手当等を受けていない方に支給されます。ただし、施設に入所している方は除きます。また、いる方は除きます。また、受給者が住民税を課されている方は支給が停止されます。

⑰ふれあい療育相談
対 特別支援学校(養護学校)または特別支援学級に通つている小学1年生から小学3年生までの児童とその保護者

⑱職親制度
対 知的障害者を一定期間登録された職親に預け、技能習得や生活指導を行います。
※簡単な状況調査および個別面談を実施します。

⑲特別障害給付金
対 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金制度等の配偶者であつて、当時任意加入していなかつた期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方

⑳障害基礎年金
対 国民年金法で定める障害の程度が1級または2級(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の程度とは異なります)に該当する方。

の対応もあります。

森の「おかげ」があります。

た負担額)。

内専門的知識を有する人(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士による児童へのグループ学習や保護者の個別相談、保護者同士の交流や情報交換などを行います)。

現今、「八潮市手をつなぐ親の会(一時預かり・送迎を実施)」「ともにすてっぷ(一時預かりを実施)(草加市内)」が登録されています。

※利用者登録は、障害福祉課で受け付けています。

